

※ 本表は入所選考基準を参照していただくための資料になります。提出していただく必要はありません。

令和 9 年度 湖南省学童保育所入所選考基準表

児童氏名（ ）

基礎点数は、①～⑨のうち保育必要理由に該当するいずれか一つの点数（複数不可）とし、父・母の低いほうを適用します。これに調整点数（複数可）を加算し、合計点数の高い順に入所決定します（必要に応じ「同一点数の場合の優先順位」を使用します）。

【基礎点数】						
保育必要理由（父および母の状況）			交代勤務・夜勤の場合（休憩時間含む）	父	母	
①就労 ※就労時間が 1日4時間 以上の勤務	週5日以上 勤務	18時以降までの勤務	月180時間以上の勤務	10	10	
		17時台までの勤務	月160時間以上180時間未満の勤務	9	9	
		16時台までの勤務	月140時間以上160時間未満の勤務	8	8	
		15時台までの勤務	月100時間以上140時間未満の勤務	7	7	
		15時以前までの勤務	月100時間未満の勤務	5	5	
	週4日以上 5日未満勤務	18時以降までの勤務	月180時間以上の勤務	9	9	
		17時台までの勤務	月160時間以上180時間未満の勤務	8	8	
		16時台までの勤務	月140時間以上160時間未満の勤務	7	7	
		15時台までの勤務	月100時間以上140時間未満の勤務	6	6	
		15時以前までの勤務	月100時間未満の勤務	4	4	
	週3日以上 4日未満勤務	18時以降までの勤務	月180時間以上の勤務	8	8	
		17時台までの勤務	月160時間以上180時間未満の勤務	7	7	
		16時台までの勤務	月140時間以上160時間未満の勤務	6	6	
		15時台までの勤務	月100時間以上140時間未満の勤務	5	5	
		15時以前までの勤務	月100時間未満の勤務	3	3	
	県外に単身赴任している場合			10	10	
	※市外勤務 （就労に加点）	職場が湖東地域（彦根市・愛荘町・甲良町・豊郷町・多賀町）、湖北地域（長浜市・米原市）、湖西地域（高島市）の場合		+1	+1	
職場が県外にある		+2	+2			
※勤務形態 （就労から減点）	企業に雇用されている在宅勤務の場合		-1	-1		
	自宅拠点の店舗・会社経営等の場合		-1	-1		
	自宅拠点の個人事業等の場合		-2	-2		
	内職の場合		-3	-3		
②妊娠・出産	母が産前2か月～産後6か月			—	6	
③育児休業	育児休業を取得している保護者で、職場復帰を前提とした利用			5	5	
④疾病・負傷 ・障がい	疾病・負傷	長期入院・自宅で常時臥床のため保育が困難な場合		10	10	
		疾病等で治療や常時安静を要する自宅療養中で、日常生活に支障があり多くの介護を要する場合		8	8	
		上記以外の疾病等で保育が困難な場合		4	4	
	心身の障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者		10	10	
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級保持者		5	5	
⑤親族の 介護・看護	入院	入院期間中、家族による介護・看護を要する場合		5	5	
	在宅	生活全般において全面的な介護・看護が必要な場合		10	10	
		上記以外の介護・看護等で保育が困難な場合		5	5	
⑥求職活動	ひとり親世帯の場合			5	5	
	上記以外			2	2	
⑦就学	就労を目的とする就学（職業訓練等）をしている			就労の点数に準じる		
⑧災害復旧	災害復旧等のため、日常の保育が困難な場合			10	10	
⑨その他	上記各要件に類する状態であると認められる場合			各要件の点数に準じる		
	上記各要件の他、必要な保育ができないと認められる場合			5～10	5～10	
				基礎点数	ア	イ

【調整点数】		
新学年	1年生	+ 5
	2年生	+ 4
	3年生	+ 3
	4年生	+ 2
	5年生	+ 1
	6年生	+ 0
きょうだい	きょうだいが同時に同じ学童保育所に申し込む場合	+ 1
児童の障がい等	児童が次のいずれかに該当する場合（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持、障がいに関する内容で医療機関を受診し診断を受けている、特別支援学級・学校に在籍している）	+ 2
ひとり親世帯	ひとり親世帯の場合	+ 3
単身赴任	父または母が県外に単身赴任をしている場合	+ 2
利用料金滞納	申請者が学童保育所の利用料金を滞納している場合	- 5
その他	緊急性や必要性が高いと認められる場合	+ 5
	上記各項目の他、配慮が必要であると認められる場合	+ 2
調整点数小計		②

【合計点数の算定】				
基礎点数			調整 点数	合計
父	母	低い方		
ア	イ	①	②	①+②

※ 同一点数の場合の優先順位	
①	学年が低い児童
②	ひとり親世帯
③	きょうだいが同じ学童保育所に申し込む場合
④	保育援助が可能な祖父母が同居していない場合
⑤	その他（児童・保護者の状況を考慮して判断）